

相模原市審議会等の委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針(平成10年10月15日施行)に掲げられた委員の公募制の導入に関し、審議会等の委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第2条 公募による審議会等の委員数は、原則として、次のとおりとする。

審議会等の委員数	公募による委員数
16人以上	3人程度
10人以上15人以下	2人程度
9人以下	1人程度

(公募の方法)

第3条 審議会等の委員の公募は、市広報紙等に次に掲げる事項を記載した募集記事を掲載して行うものとする。

- (1) 募集趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 問い合わせ先

(公募による委員の資格)

第4条 審議会等の公募による委員の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に在住する者で18歳以上の者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の職員及び議員でない者

(応募の方法等)

第5条 審議会等の委員の応募方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応募については、所定の応募申込書に応募の動機、抱負等を記載し、提出する。
- (2) 選考については、選考委員会を設置し、選考するものとする。
- (3) 選考数は、予定の人数及び次点1人を選考するものとする。

(応募者への通知)

第6条 選考の結果については、各応募者に通知するものとする。

(事務の所管)

第7条 公募に係る事務は、審議会等の事務担当課が所管する。

(運用状況の報告)

第8条 審議会等の事務担当課は、委員公募の運用状況について、翌年度の4月末日までに情報公開・文書管理課へ報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に公募委員の募集を開始する審議会等から適用し、同日前に公募委員の募集を開始した審議会等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。